

■ 事務権限移譲の区市協議状況

H22.3.26時点

単位:事務数

分科会	移譲区分	法令必須		法令任意		要綱・通知等		事務処理特例条例等		分科会ごとの合計	
			うち移譲可		うち移譲可		うち移譲可		うち移譲可		うち移譲可
総務		17		2	1	8	8	16	2	43	28
地域振興		3		0		5	5	0		8	8
健康福祉		19		3	3	48	44	9	5	79	71
環境生活		3		0		1	1	6	6	10	10
商工観光労働		2		1	1	3	3	3	1	9	7
農林水産		1		0		0		9		10	1
土木		55		16		22	21	27	6	120	82
教育		22		2	2	30	30	10	9	64	63
移譲区分ごとの合計		122		24	7	117	112	80	29	343	270

※ 「うち移譲可」とは、熊本市が実施する方向で協議を行っている事務数
 ※ 事務項目数については、現時点で「移譲可」の事務で1,100項目を超える見込み

※法令必須の事務数は、分科会ごとの合計では「うち移譲可」に含まれる。

■ 事務権限移譲協議で熊本市が実施する方向で協議を行っている主な事務

移譲区分	内 容
法令必須	<p>法令上、政令指定都市が行うこととされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉センターの設置に関する事務(健康福祉) ○ 特定周辺整備地区の指定等に関する事務(環境生活) ○ 大規模小売店舗立地に関する事務(商工観光労働) ○ 卸売市場に関する事務(農林水産) ○ 道路(国・県道)の路線認定、新築・改築、維持・管理等に関する事務(土木) ○ 公共土木施設(河川、砂防整備、道路、下水道、公園)災害復旧に関する事務(土木) ○ 県費負担教職員の任免及び給与の決定に関する事務(教育) ○ 文化財保護法に規定する届出の受理等に関する事務(教育)
法令任意	<p>法令上、政令指定都市が行うことができるとされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方精神保健福祉審議会の設置(健康福祉) ○ 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置に関する事務(健康福祉) ○ 中心市街地活性化に関する事務(商工観光労働)
要綱・通知等	<p>国の要綱・通知等で政令指定都市が行うこと、もしくは行うことができるとされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療育手帳の交付に関する事務(健康福祉) ○ 精神保健医療費の支給認定等に関する事務(健康福祉)
事務処理特例条例等	<p>法令、条例等により県が実施することとされている事務で、政令指定都市が実施することが可能と考えられる事務(市への移譲の際は「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」で規定される必要があるもの)、法令で実施主体についての明確な区分がないもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定非営利活動法人の設立及び定款変更の認証に関する事務(総務) ○ 有料老人ホームの設置等に関する事務(健康福祉) ○ 特別児童扶養手当の認定、支給等に関する事務(健康福祉) ○ 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく立入検査等に関する事務(環境生活) ○ 旅券(パスポート)の申請受付・交付等に関する事務(商工観光労働)

【参考】引き続き県市間で協議を行う主な事務

- 一級河川(指定区間内)及び二級河川の管理等に関する事務(土木)【法令任意】
- 連続立体交差事業に関する事務(土木)【要綱・通知等】
- 都市公園の管理、改築、修繕等に関する事務(土木)【事務処理特例条例等】